

議会広報広聴委員会記録

令和7年11月4日（火）
14時32分～14時45分
(本会議休憩中)
第4委員会室

【出席者】西田委員、今田委員、岡山委員、遠藤委員、花田委員、
戸津川委員、大谷委員、沖田委員、笹田委員、岡本委員

【事務局】村山書記

臨時委員長の紹介

議題

1 委員長の互選について

委員長 大谷 学

2 副委員長の互選について

副委員長 岡山 令子

3 座席の指定について

4 その他

(1) ぎかいポストに寄せられた意見の回収について

(2) 次回委員会開催予定日

令和7年11月21日（金）13時30分

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

臨時委員長の紹介

○村山書記

議会広報広聴委員会の担当書記の村山である。

臨時委員長の指名についてだが、改選後初めての委員会であるため、浜田市議会委員会条例第11条第2項の規定に基づき、委員長の互選が終わるまで、年長の岡本委員に臨時委員長をお願いする。

○岡本臨時委員長

私が臨時委員長の職務を行う。

[14 時 32 分 開議]

○岡本臨時委員長

ただいまから議会広報広聴委員会を開会する。

出席委員は10名で、定足数に達している。レジメに沿って進める。

1 委員長の互選について

○岡本臨時委員長

委員長の互選は指名推選の方法と投票の方法、いずれかになるが、いかがするか。

○沖田委員

指名推選でお願いする。

○岡本臨時委員長

ただいま指名推選という意見があった。異議ないか。

(「なし」という声あり)

異議ないようなので、指名推選の方法で行うことに決する。

どなたか指名があるか。

○沖田委員

前期、議会広報広聴委員を務められた大谷委員が良いと考える。

○岡本臨時委員長

他にないか。

ただいま大谷委員の指名があった。大谷委員を委員長とすることに異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、大谷委員が委員長に当選した。

それでは委員長と交代する。

○大谷委員長

委員長に決まった。

議会広報広聴委員会は、議会活動を発信していくこと、また市民の声をしっかりと

受け止めていく役割がある。各委員の意見を聞きながら、進めていきたいと思うのでお願ひする。

2 副委員長の互選について

○大谷委員長

副委員長の互選は、指名推選の方法と投票の方法、いかがするか。

○岡本委員

指名推選でお願いする。

○大谷委員長

指名推選という声があった。異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

異議ないようなので、指名推選の方法で行うことに決した。

それでは、どなたか指名があればお願ひする。

○岡本委員

新人ではあるが、若い方の力を借り、早く経験を積んでほしいので、岡山委員にお願いする。

○大谷委員長

ただいま、岡山委員の指名があった。

岡山委員を副委員長とすることに異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認める。

よって、岡山委員が副委員長に当選した。

それでは、岡山副委員長、一言挨拶をお願いする。

○岡山副委員長

分からぬことばかりであるが、精一杯自分のできる限り務める。

3 座席の指定について

○大谷委員長

本件については、現在座っている席でよいか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしということなので、それでは現在の座席とする。全員協議会室で委員会を行う際ににおいても、この並びでお願いする。

4 その他

(1) ぎかいポストに寄せられた意見の回収について

○大谷委員長

ぎかいポストに寄せられた意見を回収する担当のまちづくりセンターを決定する。

(以下、協議)

○大谷委員長

書記から確認をお願いする。

○村山書記

浜田まちづくりセンター、石見まちづくりセンターは西田委員、長浜まちづくりセンターは大谷委員、国府まちづくりセンターは沖田委員、周布まちづくりセンター、美川まちづくりセンター、大麻まちづくりセンターは岡本委員、金城地区は今田委員、旭地区は岡山委員、弥栄地区は沖田委員、三隅まちづくりセンター、三保まちづくりセンター、岡見まちづくりセンターは戸津川委員、井野まちづくりセンター、黒沢まちづくりセンター、白砂まちづくりセンターは花田委員という割り振りで良いか。

(「はい」という声あり)

○大谷委員長

では、以上のとおり、センターの担当者を決定する。

(2) 次回委員会開催予定日

○大谷委員長

今回の議会広報広聴委員会の開催についてだが、記載のとおり、11月21日金曜日、13時30分から、この第4委員会室で行うので、出席をお願いする。

また、議題については、はまだ議会だより第80号の掲載内容及び担当者の決定についてなどを予定している。

その他何かあるか。

(「なし」という声あり)

なければ以上で、議会広報広聴委員会を終了する。

[14 時 45 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会広報広聴委員会委員長 大 谷 学